

関係団体等提出資料

| | |
|------------|----|
| ルーモス | 1 |
| ゆずりは | 9 |
| 保育園を考える親の会 | 15 |
| 大木 愛氏 | 19 |

ルーモス提出資料

2016年11月30日

子どもが家庭で育つ社会に向けて ～英国バーナードスとルーモスの経験から～

ルーモス常務理事・バーナードス前代表（CEO）

ロジャー・シングルトン卿

1. 変化へとつながった影響力

- 子どもの発達に関する研究
- 専門職としての心理学と社会福祉事業を確立させる緊急性
- バーナードスの研究結果
- 非嫡出に対する態度の変化
- さらなる避妊の普及
- シングルマザーに対する福祉給付の改善
- 費用の上昇

2. 子どもと実家庭の再統合や、里親や養子縁組を探る

3. 問題と抵抗、その対処法

- 内部の抵抗
- 子どもの安全に対する懸念
- スタッフによる反対
- 一部の専門家の抵抗
- 建物に対する愛着
- 資金面での困難

4. 優れた De-institutionalization(DI)プログラムの成功要因 (資料③参照)

- 戦略的な計画
- 個々の子どもを対象としたアセスメントと計画
- 子どもと若者の意見を取り入れる姿勢
- サポートサービスの開発と施設閉鎖の計画
- リソース(資金・人材・物的資源)を移行する計画
- 適切なモニタリングと評価

5. 得られた教訓

- 施設への入所を止め（子どものニーズに合わせて使用する場合は限定的なものとし）ていく
- 断片的な導入を避ける
- 大規模施設の小規模化には十分な注意を要する
- 専門職の抵抗があれば早期に対処する
- 適切な財政モデルを作る
- 関係者全員にとってのメリットを強調する

参考資料

①バーナードスについて (出典: Barnardo's History: Frequently asked questions
http://www.barnardos.org.uk/what_we_do/our_history/history_faqs.htm)

バーナードスの歴史 FAQ

1) バーナードスの歴史はいつから？

1867年にロンドンのイーストエンドで、トマス・バーナードが貧しい子どもたちが無料で基礎的な教育を受けられる学校を始めたのが始まりです。ある夕方、ジム・ジャービスという男の子が、イーストエンドにトマス・バーナードを連れ出し、屋根の上や側溝で寝ている子どもたちを見せて回りました。この遭遇が彼をとらえ、彼は貧困状態にある子どもたちを助けるために自らをささげることになりました。

1870年、ステップニー・コーズウェイで、男の子のためのホーム第1号がオープンしました。彼は、定期的に夜のスラム地区へ出向き、貧しい男の子を見つけて回りました。ある夕べ、11歳のジョン・サマーズ(ニックネームはキャロット)という子は、シェルターが満員で入ることができず引き返しました。その2日後、ジョンは野ざらし状態で栄養失調で亡くなり、それ以来、ホームは「身寄りのない子どもの入所を決して拒まない」というサインを掲げることとなりました。

バーナードは、後にバーキングサイドに女の子のためのビレッジホームをオープンし、緑の中のたくさんのコテージに1500人の女の子たちを住まわせました。

2) バーナードスが始まって以来、その活動は変わった？

30年以上前に、バーナードスは孤児のための施設の運営を中止しました。しかし、現在のバーナードスの活動も、設立のときと同じ価値観に基づいています。

1867年から、私たちの提供するサービスは変化し、これからも子どもたちや若い人たちのニーズに沿うよう変化し続けるでしょう。しかし、最も支援の必要な子どもたちや若い人たちを助けるという私たちの使命は変わることがないのです。

3) 今も孤児院を運営している？

1960年代に伝統的な孤児院や居住型施設の運営は辞めました。最後の昔ながらのスタイルの施設は1989年に閉じましたが、3つの寮制の学校は運営しています。

4) これまで運営していた施設はどうなったのか？

かつてイギリスのあちこちにバーナードスのホームがありましたが、現在孤児院は運営しておらず使われていません。(バーナードスのストーリーや写真はウェブサイトで。)

5) いつ名称をバーナードスに変更した？

1960年代の法律改正は、バーナードスの施設に入る子どもたちの数が減少していることを意味していました。そのため、居住型のサービスを減らして、身体障害のある子どもたちや、精神的、行動的問題を抱える子どもたちの支援を発展させることとなりました。これを受けて、

1966年にドクターバーナードスホームから、ドクターバーナードスと団体名を変更しました。

そして1988年には、ビクトリア朝の時代を反映するドクターバーナードスという組織名をバーナードスへと変更し、1989年に最後の昔ながらの施設を閉鎖しました。

6) 現在、バーナードスはどのように子どもたちを支援しているか？

イギリスの子どもたちのための代表的な慈善団体として、バーナードスは毎年20万人以上の子どもたち、若い人たち、その家族らのために直接的な活動をしています。イギリス全土において、虐待を受けた子どもたちのカウンセリング、里親と養子縁組の支援、職業訓練、障害を包含するグループなどのプロジェクトを展開しています。ウェブサイトでは、バーナードスの活動の記事が読め、どのようにバーナードスが子どもたちの生活を変えているかがわかるビデオを観ることができます。

7) バーナードスの資金はどこから？

地方自治体からの資金提供もありますが、バーナードスは一人でも多くの子どもたちを支援するために、多くは一般からの寄付に頼っています。

②ルーモス (Lumos) について

ハリー・ポッターの著者、J.K.ローリングが2005年に創設した英国の国際的NGO。世界中で、子ども達が施設ではなく家庭で暮らすための体制作りを支援する活動を行っている。特にモルドバ、チェコ、ブルガリアなどの中央・東ヨーロッパにおいて、子どもが実親の下で暮らし続けられるようにする支援、里親など家庭養育への移行、また家族再統合の促進により、家庭で暮らす子どもの数を増やす支援を実施してきた。多くの施設が母子の支援施設、保育園、里親を支援する組織などに役割を転換している。

ルーモスの提示する De-institutionalization(DI)とは単純に施設を閉鎖するということではなく、施設ケアから地域・家庭を基盤とするケアへの移行であり、大きなシステム全体の再構築を意味する。各国政府とも協力し、様々な水準での協働を展開し、最近では、ギリシャ、マレーシア等にも活動の場を拡げ、その専門性と経験を共有している。世界銀行、米国国際開発庁 (USAID)、カナダ国際開発庁 (CIDA)などと共に「子どものためのグローバル・アライアンス(Global Alliance for Children)」のメンバーでもある。2015年4月、ルーモス USA オフィス開設。

2015年6月にCEOであるジョルジュット・ムルヘア氏が来日講演、日本の社会的養護の現場を視察し意見交換をした。さらに、2016年2月には日本の国会議員、地方議会議員、地方自治体や児童相談所関係者らを対象に家庭養護推進のための視察研修がロンドン、オックスフォードで実施された。

③ルーモスの提唱する DI の 10 要素

※一部の活動はプロセス期間全体にわたって行う必要がある。他の活動はプロセスの一部の期間に必要それぞれの要素は等しく重要。

1) コミュニケーションと意識向上

施設から地域社会基盤サービスへの移行のプロセスの間、オープンで明瞭なコミュニケーションは非常に重要であり、多くの利害関係者に影響を与える。よく考えられたコミュニケーションの方略としては、De-institutionalization(DI)全体のプロセスを通して、子どもや家族、施設長と施設職員、政治家、またその他の人々(市民)に向けて、明瞭で明確なメッセージを考えなくてはならない。必要とされるリソースはしばしば過小評価されるが、良いコミュニケーションは抵抗を最小限にし、長期的には、必要な資金を節約することも可能である。

2) 変化のプロセスを管理すること

DI プロセスの複雑さとこの取り組みに巻き込まれる者の脆弱性から、できる限り潜在的な問題のある領域を予想し、計画することが非常に重要である。全体的な計画ではまた、DI プロセスを保証するのに必要なリソースや時間、能力が適切に管理されているかを明らかにしなくてはならない。更に、この領域はたいていリソース不足である。主な変化に対するマネージメントのプログラムで必要とされるスキルの範囲や仕事量は過小評価される傾向がある。

3) 戦略的見直し(国レベル)

問題の規模と範囲の十分な知識がない限り、システムの改革を正確に計画することは不可能である。国レベルの戦略的見直しでは、早急に施設の子どもの数とプロフィール、施設入所の理由、改革の実践の計画について入手可能な知識を統合する。施設から地域社会基盤サービスへの移行は法的枠組みの変更と国のケアシステムの再考を必要とするため、現行法や規制の枠組みの評価を実施する。時代遅れの法律や政策は DI への大きな障害になりうる。

4) 戦略的見直し(地方・地域レベル)

地域レベルの戦略的見直しは、DI を支援することができる地域社会の他のサービスの評価だけでなく、子どもが施設にいる理由や、施設内に存在するリソースについてより深い分析結果を提供する。これは、地域、地方、国レベルで DI を完了するために必要なリソースや費用について判断するだけでなく、施設に代わって必要とされる全てのサービスを計画するのに欠かせない情報を提供する。

5) 施設に代わるサービスのデザイン

子どもと家族のニーズは多様である。代替サービスをデザインする際、地方や施設レベルのデータや分析によって、サービスのニーズについて無理のない見積もりを作ることが可能になる。サービスをデザインする時には、それぞれ個別の子どものニーズが考慮されなくてはならない。

6) リソースの移行計画

DIには大規模で集中型の施設から幅広いサービスへの資源の移行がともなう。詳細な計画立案を要する複雑な財務プロセスである。検討すべき重要分野は3種の既存資源の再投資である：財源（年間予算と寄付金）、人的資源（施設職員）、物的資源（建物、土地、車両、設備）

7) 個別の子どものアセスメント、計画、準備

子どもにとって委託先の変更（移動）はかなりの心的外傷となりうる。それぞれ個別の子どものための包括的なアセスメントや計画は、子どもが最もふさわしい委託先に移動することや、変化の経験が子どもにとって肯定的なものであることを確かめる必要がある。それぞれの子どもは個別のケアと委託の計画を用意されるべきである。子どもと家族はこの計画を発展させることにしっかりと関与するべきである。移動に向けての注意深い準備としては、心的外傷を減らし、リスクを最小限にすることが求められる。施設で何年も過ごしてきた子どもの中には安全な移動を可能にするためには事前に特別な治療的介入が必要な者もいる。

8) 職員の能力向上と配置

新しいサービスでは、質の高いサービスを提供するために研修を受けた職員が求められる。職員は改革のプロセスの中で最も重要なリソースである。多くは施設から再配置される可能性があるが、他の職員は新たに採用される必要があるだろう。研修は全員に必要である。特に施設職員は何年にもわたり施設での実践を身につけており、変化のためにはかなりの研修やガイダンスが求められる。配置転換された職員が子どもにとって危険ではないことを保障するようにケアが実施されなければならない。

9) ロジスティクス・管理・マネジメントの計画

施設から地域社会を基盤とするケアへの移行プロセスは非常に複雑なため、それぞれの段階にかかわる持続したロジスティクス（詳細な計画）の検討がきわめて重要である。特に、子どもやスタッフのかかわるプロセス、準備、移動のタイムスケールについての詳細な計画が求められる。プロセスのこのような局面については、たいてい過小評価されているが、プロセスのどの部分における誤りや遅れも子どもにとって害を与える結果となりうる。

10) モニタリングと評価

改革のプロセスが効果的かつ意図した通りに達成されていることを保障するために、モニタリングと評価がDIプロセス全体の中にはじめから組み込まれていなくてはならない。これによって何が生じているか定期的にチェックし、プロジェクトの目標が達成され、持続されているのかどうかを調べるのが要求される。これには移行が完了したあとの期間も含まれる。成功の最も重要な指標は、子どもの健康、発達、ライフチャンスの変化、資金の効率的な運用、サービスの持続可能性である。

ゆずりは提出資料

新たな社会的養育の在り方に関する検討会であげられた「議論のポイント」において、アフターケアに関する事項について現状と課題を述べる。(○は関連する事項)

1 社会的養護における「継続性」と「永続性」の担保のありかた

○子どもの立場に立った継続性・永続性とその計画

支援の対象年齢は具体的に何歳までとするのでしょうか。第41条の解釈の曖昧さが、アフターケアにおける施設間の支援格差を生み出している。退所後、何年か経ったあとも、柔軟に相談に対応してくれる施設もあれば、相談に応じることはできないと相談を拒否する施設も実際にある。また相談にはのりたいけれど、支援の担い手、支援資源がないことから相談にのれない施設もある。ゆずりはへの当事者の方の相談者の年齢は16歳～60代まで幅広く、特に相談が多い年代は、20代後半から30代の相談者の方である。退所者が困難な状況に陥るのは、「20歳まで」、「施設を退所してから3年以内」等と年齢を限定することはできない。その年齢と状況によって相談内容は異なり、またどの相談内容も一人で解決する事は到底難しいものばかりである。継続性と永続性を標準化するためには具体的な年齢の規定が必要である。

ex

・児童福祉施設等に関する「身元保証人確保対策事業」東京都の対象年齢は20歳未満。身元保証人、連帯保証人を必要とするのは20歳までとは限らない。/退所後、転居をする方のケース

2 自律・自立の基盤としての養育者のアタッチメントと信頼関係の形成

○子どもへの説明、意見聴取、同意、○ゲートキーパー的な役割を果たす部署や人材

○施設養護の専門性 ○個の記録の確保 ○原家族との関係の整理と再構築のあり方

虐待や不適切な養育環境での生活によって損なわれた自尊心を回復するために、どれほどの時間を要するか、アフターケア支援を通じてその深刻さを目の当たりにしている。退所時からいくつものリスクを負って、社会生活を送っているにも関わらず、困難な状況に陥っても、「施設を退所したのだから、自立したのだから、施設には相談できない。迷惑をかけられない」と思っている退所者の方は少なくない。インケア、リービングケア、入所時の子どもと施設との信頼関係がアフターケアにも反映される。自立することは、施設や支援者を一切頼らないことではなく、「困った時には誰かに相談し助けを得る力をもつことである」と、まず養育者や支援者が認識する必要がある。

アフターケアを担える職員を確保するために、職員の定着率を上げることも不可欠である。

職員が個別でアフターケアを担うのではなく、施設全体でアフターケアの責任を持つ体制づくりも必要。そのための記録の整理と引き継ぎ、共有は欠かせない。

ex

・軽度の障害で療育手帳を取得した方で、手帳の所持によって混乱状態不利益な状況に陥るケース。/
手帳を取得した退所者や、家庭復帰した退所者の方が、家族からの経済的搾取や虐待を受けるケース

3 自律・自立保障・継続的支援の保障（対象年齢以上のものを含む）

- 措置をした自治体の責任の明確化と制度的枠組みの構築
- 自治体におけるケア・リーパー支援の担当部署の設置と専門職配置
- 施設等の退所後の地域生活支援機能強化と予算措置、人的配置

生活相談や福祉の窓口は各自治体に整備されているものの、社会的養護・親や家族を頼れない状況にある方の背景を十分に理解する職員の配置は未だ充分ではない。相談者は、藁をもすがる思いで行政の窓口相談にいても、「親を頼れないのか?」「いま虐待は受けていないですよね?」「施設のひとに相談してみてもは?」と心ない言葉を言われ、帰されるケースは決して少なくない。支援を必要としている退所者の方が適切な支援に繋がるために、社会的養育に関しての専門的支援員が配置されることで、支援の流れが円滑になる。

ex 里親の方、成人した里子に関して児童相談所に相談しても対応してもらえなかったケース

4 地域生活の支援のあり方

- 社会保障・医療サービス・社会制度の利用の支援
 - 地域生活開始の初期費用の支給と日常生活能力の形成
 - 金銭管理の支援と債務問題の回避
 - 暴力被害（性暴力を含む）時の早期介入と対応
 - 法的支援保障と弁護士費用の確保
 - 職場定着促進と離職時の生活支援
 - 家族形成、妊娠と出産時の支援
- 現行の児童福祉の制度のなかで、ここに掲げられた事業の担い手として期待できるのは、退所児童等アフターケア事業を担う団体と考える。退所児童等アフターケア事業の事業内容は以下となる。

| |
|--|
| 児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する |
|--|

上記のような支援を実施していくうえで、現行の予算では安定した円滑な支援を期待するのは厳しい。現在退所児童等アフターケア事業は全国に20ヶ所近くあり、年々増え続けている状況である。今後更に事業所は増加し続けることが予測されるが、事業の質を担保するためには、事業内容にある「児童福祉や就業支援に精通したスタッフの配置」が不可欠である。職員体制も職員が2名程度の運営が多く、職員が1名という体制で運営している事業所もある。既に事業所毎に課題や問題を抱えており、数を増やす前に、事業内容を実施するための規約や補助の見直しをはかることが必要。

ex

- ・都市部におけるアフターケア事業のありかた。/就労や就学で上京してきた退所者
- ・中絶を望む相談者への支援のありかた

新たな社会的養育におけるアフターケアの発展と充実のために

- アフターケアにおける具体的な年齢の制定
- 「継続性」「永続性」を踏まえた支援・子どもたちとの信頼関係の構築
自立に伴い背負わされるハンディの再認識
各施設がアフターケアを担える体制をもつ
- 退所児童等アフターケア事業のあり方の見直しと発展
退所者のニーズと各事業所の特性を活かせるアフターケア事業の構築
自治体及び多様な支援機関との連携
再チャレンジの際、活用出来る支援資源の開拓と創出

参考資料

○**児童福祉法第四十一条** 児童養護施設は、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

○過去 10 年の退所者 3920 人のうち連絡先を把握しているのは 1778 人 (45%)

○生活保護を受けている退所者は 9.5% (都内保護率は 1.8%)

○最終学歴が中卒の退所者は 23.4%※平成 22 年全国学校調査では高校中退率は 1.64%

○退所後「まず困ったこと」第 1 位は、孤独感と孤立感 29.6%

(平成 23 年度東京都福祉保健局の退所者調査)

○若者ホームレス調査で 50 人中 6 人が児童養護施設出身者 (12%)

(平成 22 年特定非営利活動法人ビッグイシュー基金)

○過去 10 年間、大学・短期大学・専門学校等に進学した退所者の進学状況 中退 20% 在籍中 33% 卒業 44%

○中退理由は「経済的理由」24.7% が最も高く、全体の 4 分の 1 を占める。

(平成 24 年特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル全国児童養護施設調査)

○退所児童等アフターケア事業スタッフ体制 14 団体対象

| スタッフ体制 | 団体 |
|------------------------|----|
| 常勤 1 名 非常勤 2 名 | 1 |
| 常勤 1 名 非常勤 1 名 | 3 |
| 常勤 1 名 非常勤 1 名 パート 2 名 | 1 |
| 常勤 1 名 | 2 |
| 非常勤 2 名 パート 1 名 | 1 |
| 非常勤 2 名 | 2 |
| 非常勤 3 名 | 3 |

(平成 27 年厚生労働省 子ども・子育て推進調査研究事業「アフターケア事業団体における支援の現状と効果的支援のあり方」報告書)

○児童養護施設等退所者のアフターケア相談所「ゆずりは」事業内容

運営主体者 社会福祉法人「子供の家」理事長 加藤望 **根拠法令等** 児童福祉法第41条

相談所開所日 2011年4月18日(2013年度より東京都ふらっとホーム事業受託)

相談対象者 児童養護施設・自立援助ホーム・養育家庭等の退所者

事業の目的

- ・施設退所者が社会で(地域)安心して安全な生活が送れること
- ・退所者のニーズに併せた適切な支援資源の提供
- ・退所者の健全な社会人としての成長の見守り
- ・アフターケア施策の発展と充実

相談所 所在地 東京都国分寺市本多1-13-13(JR国分寺駅北口より徒歩7分)

開所日時 【退所者サロン】水曜11時～17時・金曜17時～20時【高卒認定取得学習会】木曜18時～20時

個別相談 必要に応じて(要予約)

○アフターケア相談所ゆずりは 2015年度相談件数

1 相談者数(実数) 合計302人

| | | | |
|-------|--|----------------|------|
| 支援関係者 | 138人(児童養護施設、自立援助ホーム、養育家庭、児童相談所、子ども家庭支援センター、障害福祉センター、婦人保護施設、産婦人科・精神科医、都立高校、特別支援学校、女性シェルター、ホームレス支援団体、弁護士事務所、司法書士事務所) | | |
| 施設退所者 | 105人(都内施設出身60人うち家庭復帰した方13人)(地方施設出身45人) | | |
| 里親家庭 | 16人 | 出身者9人 | 里親7人 |
| | その他 | 43人(施設経験者でない方) | |

2 退所者種目別相談件数(延べ数) 合計12,839件

| | 生活相談 | 就学・就労支援 | 居場所支援 | 支援機関からの相談 |
|----|-------|---------|-------|-----------|
| 件数 | 11266 | 438 | 439 | 696 |

3 支援内容

生活支援 ・DV家庭からの保護、相談(デートDV含む) ・女性シェルター入所の支援同行 ・生活保護申請受給同行・妊娠相談・出産の立ち会い・産後のケア ・特別養子縁組手続きの同行 ・子育て相談・中絶手術の手続き及び中絶手術後の精神的ケア ・家出中女子の保護と自宅への帰宅(本人と親の説得、仲介) ・精神科通院同行 ・精神科医からのセカンドオピニオンの手配と仲介 ・生保受給者の家庭訪問・入院手続き・入院中の面会 ・警察同行 ・家庭内暴力の相談 ・保険金申請手続きの代行 ・国保年金手続きの同行 ・服役中の施設出身者への手紙 ・戸籍変更手続きの同行・帰化申請手続き

就学支援 ・高卒認定資格取得学習会の開催(毎週木曜日) ・パソコン教室の開催 ・刑務所出所者の同行 ・職業訓練校入学の手続きの同行 ・就学基金の紹介・仲介手続き

就労支援 ・ゆずりは工房での就労支援 ・職業訓練校の仲介 ・ハローワークへの同行 ・給付金手続き・履歴書の作成支援 ・就職先への提出書類の作成

住居支援 ・不動産屋への同行(物件内見、契約) ・更新時手続きの同行 ・家賃の値下げ交渉 ・保証人の相談(不動産屋との連携) ・退去時の清掃代金の不当請求の介入(少額訴訟手続きの支援)

保育園を考える親の会提出資料

第6回新たな社会的養育の在り方 に関する検討会

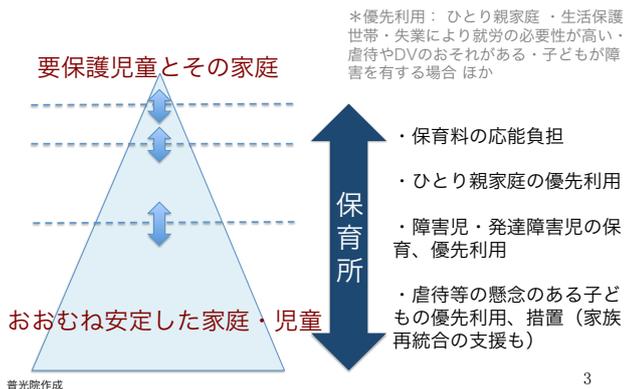
平成28年11月30日
＜ヒアリング提出意見＞

保育園を考える親の会
代表 普光院 亜紀
(ふこういん あき)

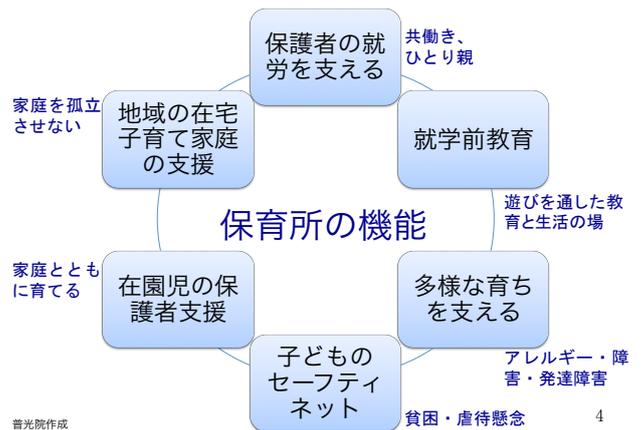
意見の要旨

- ① 保育所は多様な家庭の子育て支援を担っており、社会的養護と境を接している
- ② 保育所の子育て支援機能の実際
- ③ 保育所等の児童福祉機能の課題
- ④ 保育所等の施策に求められること

① 保育所は多様な家庭の子育て支援を担っており、社会的養護と境を接している

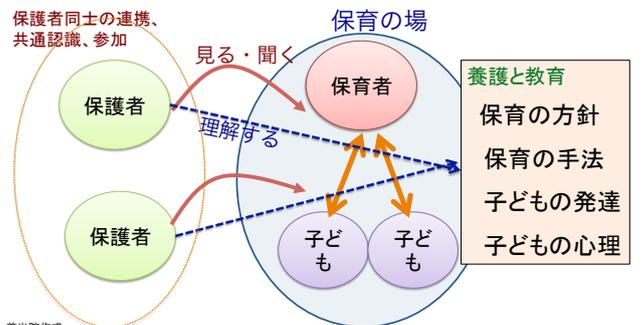


＜保育所保育指針が示す保育所の役割＞



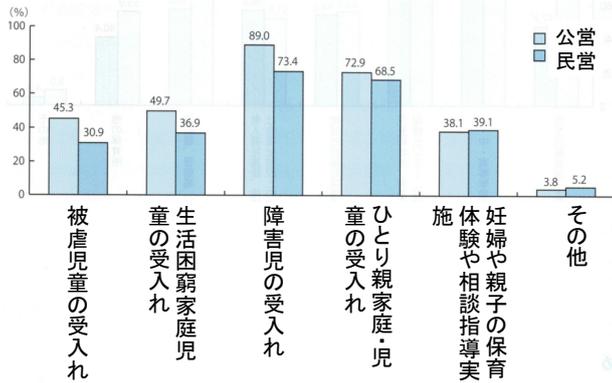
② 保育所の子育て支援機能の実際

- 日常的な保育の実施
 - = 親の就労支援
 - = 子どもの発達援助（遊びを通じた教育）、健康的な生活習慣の助長
 - 子どもへの保育を通じた家庭支援
 - = 保育所で子どもが健やかに楽しく過ごす様子・保育士の子どもへの関わり方を見る、伝えられる
 - 親の子ども理解、子どもへの愛情がふくらむ
- ～健常児も、障害児も、多様な家庭を対象に～



- 毎日のコミュニケーション・観察 … 連絡ノートその他
- 保育参観・保育参加
- 個人面談・家庭訪問（減少中）… 記録をとり支援につなぐ
- 行事

経営主体別による各活動事業の比較



平成25年度「保育所運営の実態とあり方に関する調査研究報告書」日本保育協会
 全国1350の公私立園が回答(公立499、私立851)

7

③保育所等の児童福祉機能の課題

- 待機児童が多い→優先利用家庭も入所できない
- 保育士不足による人材の枯渇や資質低下=保育の質の低下 →家庭支援の実行不能へ
- 自治体や事業者の意識の低下（制度理念が弱い）→権利保障よりも自由契約を念頭においた制度運用、施設に利用者が選ばれる可能性
- 公立の減少、職員の非正規化 →セーフティネットの弱体化

8

<保育所保育士の負担がふえている>

- 東京大学・発達保育実践政策学センター「全国保育・幼児教育施設大規模調査」(2016)によれば、認可外やこども園、幼稚園などと比べて、認可保育所の保育士の負担感が、最も大きい。

<保育所で強化されてきたこと>*指針：行政指導などで

- 安全管理・衛生管理の徹底
- 保育の指導計画のPDCA
→3歳未満児・障害児は個別指導計画が必要
- 食育・アレルギー対応
- 障害児・発達障害児への対応（発達障害児の増加）
- 家庭支援（養育困難家庭も視野、ソーシャルワークの視点）

機能強化に見合った人員・人材は確保されてきたか？⁹

<支援を必要とする家庭への保育所の対応>

- 【受理】個人面談、相談、様子から気がつく
- 職員会議等で職員間の【問題共有】
- 見守り・相談（受容・情報収集）・手助け【支援の継続】、外部の専門機関など地域資源の【アセスメント】
- 【外部との連携】相談、支援の要請（市町村、療育機関、母子・父子自立支援員等、要保護児童対策地域協議会、子ども家庭支援センター、児童相談所）
- 保育所での【支援の継続】もしくは【他の解決方法】へ

<記録をとる、記録をもとにした問題の共有、外部との連携、意見調整、当事者への働きかけ等は、労力と資質を要する>

10

④保育所等の施策に求められること

- 【質を確保した待機児童対策】
- 【保育の必要性の認定をさらに緩く】あらゆる家庭の子育てを幅広く支援する
- 【人員配置基準の向上】
- 【保育士の処遇改善】質の高い人材を確保する
- 【公立保育所の立て直し】行き過ぎた民営化・職員の非正規化に歯止めがかかる政策が必要

11

- 【制度理念の強化】保育所、認定こども園の児童福祉施設としての位置づけを改めて明確化する必要
 - 改正児福法附則第73条1項「当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。」→「当分の間」でよいのか？民間施設に自覚してもらうためにも、市町村が利用調整するしくみは必要ではないか。
 - 「情報の非対称性」が大きい保育事業にあっては、行政の関与が必ず必要。
- 【現場支援】児童福祉機能を強化する新たな補助金を設け、助成施設には市町村と連携して困難度の高い家庭支援を担う義務と実績を求めるなど（公立・民間ともに対象とする）

12

大木 愛氏提出資料

① 子どもとしてこれまでの経験

- ・ 1975 年 出産時に母と死別
生後 1 か月の時に養子になる
- ・ 1977 年～ 2 人の弟が養子としてくる
- ・ 1979 年 4 歳の時に真実告知を受ける
- ・ 1987 年 12 歳の時に里子 (2 歳) の妹ができる
- ・ 2004 年 養親宅に新しく里子 (小 2) が来る
- ・ 2010 年 養親 F H 開始

② 養子縁組、里親、F Hを通して気づいた事

子どもにとってのそれぞれの意味合い

- ・ 安心して生活できる場所、家庭を味わう場所……
- ・ 普通の暮らしに近い生活ができる場所

制度や現場が抱えている課題

〈F H〉

- ー ・ 事務仕事が多すぎて家庭的ではない
- ・ 外部 (児相ほか) の出入りが多すぎて家庭的ではない
- ・ 親子の年齢差による関係の困難、不自然さ
- ・ 誰が兄弟かわからない
- ・ 18 歳での自立
- +
- ・ 経済的な支援はありがたい
- ・ 大家族を経験できる

〈その他〉

- ・ 実親や、自分の過去に執着する子の対応
- ・ 中高生で委託された子の立場、自立、進路
- ・ 子担が変わりすぎる事

③ どのような支援が求められているか

- ・ ……。